

# 象徴天皇制による人権侵害 — 「天皇制と差別」 研究への序論 —

藤 野 豊

## はじめに

2014年9月8日、わたくしは、日本キリスト教協議会靖国神社問題委員会の主催で、東京の日本基督教団信濃町教会で開かれた集会で「天皇制と差別—いつまで騙される側にいるのか」と題して講演した。そこで、わたくしは、「戦後の天皇制にも差別の構造がある」ことを指摘し、その事例の1つとして、2013年10月に天皇明仁と皇后美智子が熊本県のハンセン病療養所菊池恵楓園を訪れた際、入所者が喜びの声を上げ、それを多くのメディアが、あたかも、この訪問によりハンセン病患者への強制隔離政策の被害がすべて解決したかのように報道した事実をあげた。2001年5月1日、熊本地方裁判所は、ハンセン病患者への強制隔離政策に対する国家賠償を求める訴訟に対し、強制隔離政策は人権侵害であり、らい予防法は違憲であったという判決を下し、国家に原告への賠償を命じたが、菊池恵楓園には多くの原告がおり、同園は訴訟の象徴的な場でもあった。そこで、このような報道がなされたのである。ハンセン病患者の強制隔離政策には皇室も深く関わっていたにもかかわらず、天皇、皇后の訪問により、国家が犯した過ちはすべて解消したかのような世論操作がなされた。

当時、『朝日新聞』の皇室担当記者は、こうした報道になることを予測し、自らもそう書かざるを得ない状況にあることを憂慮し、事前にわたくしのもとに取材に訪れた。その結果、天皇、皇后の恵楓園訪問を報じた10月23日付の同紙には、「皇室の恩や威光が患者を慰める一方で、隔離政策の徹底にも利用された」というわたくしの短いコメントが掲載された。同紙の、ジャーナリズムの良心を示したささやかではあるが意義のある抵抗であった。

しかし、すでに述べたように、多くの報道の基調は天皇、皇后の恵楓園訪問でハンセン病問題は解決したかのようなものであった。この事実象徴されるように、戦後の象徴天皇制の非政治性という虚構の下、天皇制は感情をもって理性を制約し、差別や戦争の犠牲に対する国家の責任を隠蔽する役割を果たし続けているということを、わたくしは、講演のなかで参加者に強く訴えた。<sup>1)</sup> わたくしが言及したのは、非政治的装いの下で果たしている象徴天皇制の政治的役割である。

その後、天皇が、象徴天皇制下で生まれ育った若い徳仁に代わり、わたくしは、今後、こうした政治的役割がさらに巧妙に強化されていくのではないかという危機感を強くして

いる。この危機感が、小稿執筆の動機である。元号が「平成」から「令和」になった今、象徴天皇制の政治性について、あらためて検証するべきではないか。

こうした問題意識から象徴天皇制の研究史を概観すると、象徴天皇制の政治性が顕著になったのは、1960年の日米安全保障条約の改定時であったことが明らかにされている。

たとえば、升味準之助は、皇太子明仁と正田美智子の結婚をめぐる「ミッチーブーム」の到来、そして日本社会党などの護憲勢力が国会の3分の1を確保して天皇の元首化を含む憲法改正を阻止する政治状況の成立により象徴天皇制は安定したと述べ、安定した象徴天皇制の下で、岸信介内閣が日米安全保障条約の改定の際、アイゼンハワー米大統領を天皇が羽田空港で出迎えるという演出で天皇を政治的に利用しようとした事実を指摘している。<sup>2)</sup> この点については、すでに中村政則も言及しており、そのなかで中村は、「日本史上初めて訪問する米大統領と日本国天皇が宮内庁のオープンカーに乗って、羽田空港から皇居までパレードをおこなえば、たしかに国民の熱狂的歓迎を引き出し、安保反対勢力の氣勢を殺ぐことになるかもしれない」と、象徴天皇制の政治的利用の効果も指摘していた。<sup>3)</sup> 安保改定反対運動の激化により、アイゼンハワーの訪日は中止されたが、岸内閣は、「ミッチーブーム」による国民の皇室への関心の高まりに便乗する形で、安保条約改定の強行に天皇を担ぎ出そうとしたのである。

現在の研究状況下では、象徴天皇制について、「文化平和国家」としての表象」という面を重視する河西秀哉の見解もあるが、<sup>4)</sup> わたくしは、升味準之輔や中村正則が指摘してきた象徴天皇制が併せ持った政治性を重視する。現代の天皇制のとらえ方として、吉見俊哉は、「政治システム」とメディアに媒介された「文化システム」とがあると述べ、吉見は前者のとらえ方はマルクス主義の立場からのものだとして否定するが、<sup>5)</sup> わたくしは前者のとらえ方から象徴天皇制を追究したい。そして、象徴天皇制の政治的利用が国民に受容される前提として、近代国家が確立させた天皇、皇族の神聖不可侵な「貴種」という威光の権威があることを無視できないと考える。記紀神話に基づき形成された天皇と皇族の「貴種」性は、戦後においても天皇、皇族の政治的利用を可能にし、それへの批判を封じ込めてきた。渡辺治は、「明治憲法下で天皇が持っていた民衆に対する絶大な権威のみを、天皇が持っていた政治権力と切り離して、戦後の政治制度の中に移し保持」するために、吉田茂が皇太后大喪儀、立太子礼、皇太子成年式などの伝統的諸制度の復活を心がけたことを指摘しているが、<sup>6)</sup> わたくしは、天皇、皇族と国民の間の“生まれによる差別”の顕示もまたそうした天皇の権威の保持に不可欠であったと考える。天皇や皇族の権威を誇示するために、国民の人権は犠牲に供されても当然であるという既成事実を積み重ね、“生まれによる差別”を国民に納得させる必要があった。それはまた、部落差別が戦後民主主義の下でも温存されてきたこととも表裏一体の関係にある。象徴天皇制の存在と差別の存

在は不可分である。小稿では、こうした「貴種」性に基づいた“生まれによる差別”を象徴するいくつかの事件について論を起し、戦前、戦後を一貫する天皇制による差別に対する史的研究の序論とする。

小稿では、まず、「象徴天皇制へのパフォーマンス」となった1946年からはじまった天皇の全国巡幸<sup>7)</sup>の際に起こされた人権侵害の実態から筆を起し、次に岸内閣が象徴天皇制を露骨に政治利用しようとした安保条約改定時に起きた人権侵害事件に論を進め、さらに1970年以降も続く象徴天皇制による人権侵害事件について叙述していく。

## 1. 昭和天皇の全国巡幸時の人権侵害

昭和天皇裕仁は、いわゆる「人間宣言」を発した直後の1946年2月、神奈川県を手始めに全国の巡幸を開始した。それは1947年5月に日本国憲法が施行され、天皇が憲法上に象徴天皇と位置付けられた後も続けられ、1954年8月、北海道巡幸をもって完結する。アメリカの直接占領下にあった沖縄県を除き、天皇は全国すべての都道府県を巡幸した。

ジョン・ダワーは、「保守派エリートはGHQと協働し、天皇を「人間」へと変身させるために大々的な宣伝活動に乗り出した。彼らは、天皇は全国を巡って、文字通り臣民と同じレベルに降り立ち、貧しく、空腹を抱え、悲惨な境遇にある人々と親しく交わるべきだと考えていた」と巡幸の目的を指摘し、不平も言わず淡々と巡幸をこなす天皇の姿は、「国民の苦しみのシンボル」になるという予期しない結果をもたらしたと述べている。<sup>8)</sup>巡幸は日本政府とGHQとの合意による「人間天皇」「象徴天皇」を国民に印象付ける演出であったとすることができる。

しかし、こうして演出された天皇の全国巡幸であったが、現実には“神聖不可侵な元首”とされた大日本帝国憲法下の天皇像は払拭できず、むしろ、その象徴天皇像の演出を円滑に実践するために、“神聖不可侵な元首”像が維持されるという矛盾が引き起こされていた。それが顕著に示されたのは、天皇の巡幸先における徹底的な衛生管理と、精神障害者やハンセン病患者などへの監視の強化や事前の隔離であった。そこには、日本国憲法に保障された国民の基本的な人権が顧みられない現実が横行した。その事例を以下にあげておく。

巡幸の一環として、1947年10月14日～15日、天皇は山梨県下を訪れた。そのために、山梨県が9月4日に県下の全警察官に配布した「警衛実施要領」には「精神病者が飛び出したり」して「不測の事態が惹起しないやう」に警戒することが明記され、具体的には天皇の車列を迎える沿道では「癩患者その他の伝染病患者」「精神病者、白痴、癲癲、泥酔者及精神状態に著しく異状ある者」などを「発見したときは直に機宜の措置を講ずること」と指示されていた。さらに、6月24日に開かれた県下警察署長会議では、行政警察課長より「精神病者の名簿を調製し視察を励行」することが求められた。<sup>9)</sup> 当時は、精

精神病者監護法の下で、精神障害者の私宅監置が認められていた。精神障害者は治安上の理由から病院以外でも監禁の対象とされていた。

また、同年6月5日～7日、天皇が訪れた大阪府では、巡幸に際して、衛生部防疫係が「伝染病の集団発生等の不祥な事件が、ひきおこされないよう伝染病予防措置の強化徹底を図ると共に、御巡幸先と内定した方面の衛生施設等について内査を進め、又御道筋等の清掃、水道の水質検査等についても万全の対策を講じ、奏上者、側近に奉仕する人達の健康診断についても特別の注意を払」った。特に、「奏上者、御先導者、献上品製作者その他側近奉仕者等」に対しては「本人の勤務先の診療機関又は係の職員によつて精密な健康診断、糞便検査等」を実施した。

さらに、大阪府では警衛本部を設置して、事前の措置として「精神病者視察取締」を実施、「多数の奉送迎者の混乱を防止するため、精神病者の中で行動の粗暴過激な者その他警衛上注意を要する者を発見した場合は、看護義務者に引渡し完全な保護を加え、義務者のない者は市区町村役場に引渡しなど適当な措置を講じ」、「浮浪者の群の中には、戦災によつて精神障害を受けた痴呆性の精神異状者が相当あるのでこれらについても前述の要領で措置を講じ」た。具体的には、精神科の病院に対し「出火、病者の逃走等の事故発生を防止するために、監護員及び宿直員を増員すると共に、行幸期間中、警察官を派遣し、病者逃走のおそれある箇所を修理させ、ときどき各病院の視察を行」ない、「浮浪精神病者の検索を行い、発見次第入院せしめると共に私宅非監置患者についても病状により、入院をすすめ、私宅残存患者には行幸期間中、外出を禁じ、特に御道筋附近所在の病者については警察官により、嚴重にその行動を監視せしめ」という措置をとった。

さらに、ハンセン病患者に対しても「登録癩患者及び自宅にある未登録患者又は浮浪癩患者の一斉調査を行い、必要と認められる者については速かに療養所に入所させる外、三島郡山田村弘済病院内一時救護所に収容し、自宅患者については行幸期間中、外出を禁止して遺憾のないように努め」た。<sup>10)</sup> 当時、ハンセン病患者は、癩予防法により強制的に隔離されることになっており、未隔離の患者は隔離されるまで、各自治体の監督下に置かれていたが、天皇の巡幸を機に、大阪府下の未隔離のハンセン病患者への強制隔離が進められていった。

こうして、天皇は、“清潔な空間”のなかで迎えられた。そして、このような天皇の巡幸時における衛生取り締まりの強化徹底、精神障害者、ハンセン病患者への取り締まりの徹底は、以後も維持され、それが当然とされ、大きな問題となることはなかった。しかし、1960年3月、高松宮宣仁の来訪をめぐって起きた人権を無視した検便の強制が、国会で政治問題化した。それは、あたかも安保改定をめぐり岸信介内閣と日本社会党が激しく対立している渦中での出来事であった。

## 2. 四つんばい検便事件の発生

### (1) 事件の概要

1960年3月25日付『朝日新聞』は、山形県鶴岡市の湯野浜温泉の亀屋ホテルで高松宮宣仁の来訪の際に鶴岡保健所が起こした次のような事件を報じた。

高松宮さまは鳥海山の春山スキーのため二十四日来県されたが、同保健所はさる十六日同ホテルに対し「家族、従業員はもちろん、当日宮さまに差し上げる魚、野菜、果物、菓子など納入業者も全員検便するから」と申し入れた。同ホテルでは心よくこれに応ずることにし、第一回の検便が十八日行なわれた。検便をうけた従業員たちの話によると検便室になった客室には座ぶとんが一枚敷かれただけ。“この上に四つんばいになれ”ということだった。阿部社長は「男はともかく、若い娘や女中たちはマッチ箱の検便で……」と申し入れたが、間違いがあったら困ると一人ずつ四つんばいにし検便が行なわれたという。第二回は二十二日行なわれ、またも問題となり、従業員は絶対拒否の態度をとったため、ホテル側の申し入れで検便者を横に寝させ毛布をかけて行なった。

この記事は、検便を受けた女性従業員の「保健婦さんだけでなく男の職員もそばにいるところで、あんな恥かしい思いをしたことはない」という怒りの声とともに、「県から嚴重にやれといわれたのでやった。間接検便だと他人のものや日数のたったものをもってきたりする例があるし、宮さまに万一のことがあっては私たちの責任でもあるので慎重にした」という鶴岡保健所の高橋予防課長の談話も紹介したうえで、“人権じゅうりんだ”と行きすぎを非難する声が高まっている」と報じていた。

同日付の『朝日新聞』山形版は、この事件について、さらに詳しく、食材の納入業者が「百円や二百円の品を納めるのに四つんばいにさせられてはたまらない」と納入を断る事態も発生したので、ホテル側が「全責任をもつ」ことにして、業者への検便は中止になったことも報じた。さらに、鶴岡保健所の高橋予防課長が、検便は、高松宮が訪れた「新庄、酒田とともに一斉に実施した」と語っていたことを付け加えて伝え、「検便は実施するよう指示した。その際直接採便をやるように口頭で伝達してある。ただその場合本人の同意を得ること、女性については保健婦が行なうことを原則としているが、鶴岡保健所の場合、高橋予防課長以下長年の経験者がやっているの、あやまちはないと思う」という山形県の山本二郎予防課長の談話も紹介した。県当局の主張は、こうした検便は従業員の同意が前提で、特に女性従業員の人権への配慮をおこなって実施したというものであったが、同記事は「宮様宿舎の関係者に人権無視の検便 鶴岡保健所の行き過ぎ」と鶴岡保健

所を非難する姿勢を明確にしていた。

同じ日、『毎日新聞』山形版も、この事件について、「検便方法が人権を無視したやり方」であったと報じている。事実関係は『朝日新聞』の記事とほぼ同様であるが、鶴岡保健所の高橋予防課長の、直接検便の「方法としてはそれほど問題にすることはないと思う」という発言も掲載されていた。

さらに、『朝日新聞』は、翌3月26日の紙面でも、「波紋よぶ四つんばい検便 明らかに人権軽視」と題して、この事件を大きく報じ、厚生省、宮内省、法務省人権擁護局などが見解を伝えている。取材を受けた厚生省公衆衛生局防疫課は、山形県予防課から「しいて“直接検便法”をとったのは、宮さまに万一のことがあつては責任問題だと考えたからだ」という連絡を受けていることを明かし、伝染病予防法第19条には、都道府県知事が伝染病予防上必要な場合は健康診断を実施できることが明記され、これには「警察行政的な強制力」があるが、健康診断の技術的な点はこの法律には規定されていないので、直接検便するかどうかは「都道府県知事の裁量に待つほかはない」と述べ、「宮さまの旅行について、これまで通知や通達などを出したことはないし、直接採便の指示もしていない」と答えた。厚生省の見解は「そういうことをやれと指示したこともないし、直接検便を強制する法的な根拠もない」というもので、事件の責任は山形県当局にあるという姿勢を示していた。高部益男防疫課長は、「医学的に正確な結果を得るためには直接採便が一番よい」としながらも、「四つんばいにしたり、男がそばにいたりすることは絶対に避けるべきだ」と述べ、天皇、皇后の旅行の際の関係者の検便や関係機関の消毒などの衛生対策を規定した「行幸啓防疫実施要領」（後述）の改定にも言及した。

宮内庁は、伝染病予防法第19条を発動すること自体が「行きすぎではないか」と疑問を呈し、総務課長の橋本健寿は「陛下のご旅行のときでも検便を要求したことはない。行幸啓防疫実施要領のような行きすぎたことをやれといったことは一度もない、誤解を受けるようなことをされては、かえって迷惑だ」と述べている。しかし、すでに述べたように、天皇の巡幸時、大阪府では「奏上者、御先導者、献上品製作者その他側近奉仕者等」への「糞便検査」を実施しているのであり、橋本の発言は、宮内庁としては、そうしたことを求めてはいないと弁明するものであった。さらに、宮内庁長官宇佐美毅も「そんな非常識なことを県当局がしているとは知らなかった。まったく迷惑なことだ」「いろいろひどいことがあるので、そのつど指導しているが、なかなかおらない。困ったことだ。厚生省や県当局を追及しても、知らぬ存ぜぬで、うやむやになることが多い」と慨嘆していた。宮内庁もまた、非常識な衛生対策をした山形県当局に責任があることを強調していた。高松宮自身も「保健所は昔の警察のようなところがある。合理的、科学的なものがたらないというか、各所で行きすぎがあるように思うね」と、鶴岡保健所の責任に言及していた。こう

して、山形県と鶴岡保健所の対応は、高松宮本人の意思にも、宮内庁の意思にも反することとされた。

このように、厚生省も宮内庁も、今回のような直接検便は不適切であったということを示唆しているが、これに対し、法務省人権擁護局長鈴木才蔵は「男のいる前でシリをまくって四つんばいにさせたとすれば人権尊重の点から好ましくない」と述べ、さらに踏み込んで、人権尊重に反すると明確に発言していた。

では、責任をすべて押し付けられる形となった山形県当局はどのように事態を認識していたのであろうか。3月26日付『朝日新聞』山形版は、県議会の動向について詳細に報じた。それによれば、25日の県議会総務委員会で、社会党議員がこの事件を人権侵害だとして知事安孫子藤吉を追及している。社会党議員は、5月10日に上山市で開かれる全国緑化大会に天皇裕仁、皇后良子が出席することについて、その際の上山市内の旅館に対する措置を質し、安孫子が「陛下の場合は直接検便を実施すべきだと思う。しかし本人の同意を必要とするので拒否すれば間接検便しかできない」と答えたので、社会党議員は、直接検便について「人権無視」であり、「皇室と国民の親しみを妨げる」「旧憲法下の誤った行政だ」と反対し、その旨を上山市など県内の旅館従業員組合に伝えると安孫子に通告するなど対決姿勢を鮮明にした。また、「直接検便は知事が指示したのか」と問われると、安孫子は「衛生部長が出張しているため詳細なことは分からない」と言葉を濁し、「宮さまが以前赤倉にこられたときに発病されたことがあるので保健所が慎重になったのだと思う」と弁明した。そして、「伝染病予防法に基づいて実施したが、個別に本人の同意を得なければならぬのに総括的に同意を得て実施したこと、また女性の検査場に男性がいたことは遺憾でありおわびする。今後注意したい」と直接検便のやり方に誤りがあったことは認めた。しかし、皇族の来訪の際の直接検便の実施には「社会通念としては必要」という姿勢は堅持した。皇族の来訪時に関係者に対する直接検便を実施するのは伝染病予防法に則ったもので問題はないが、今回の鶴岡保健所の措置については女性への配慮が足りなかったというのが安孫子県知事の見解であった。知事は、責任を検便を実施した鶴岡保健所に求めた。

この県議会の議論があった翌日の3月26日付『読売新聞』山形版は、亀屋ホテル社長阿部公一の「全員が事前に了解を受けている。強制したことはない。あやまって伝えられたのではないか」という、あたかも『朝日新聞』などの報道が誤報であったかのような談話や、山本二郎県予防課長の「採便する前に旅館の家族と従業員に集まってもらい、採便の趣旨を伝えて協力を求めたところ全員に了解してもらった。法できめられた以上の行きすぎた行為は絶対になかった」という談話を掲載した。しかし、その一方で、すべての責任を負わされることになった鶴岡保健所の早坂次長の「採便は知事の命令でやった。県衛生部も立ち会っているので問題になるようなことはなかった」という、県の責任に言及す

る談話も掲載していた。

同日付の地元紙『山形新聞』も、阿部社長の「保健所の検査に手おちがない」という談話、高橋鶴岡保健所予防課長の「検便は厳重に実施するよう県衛生部の指示があったので直接検便の方法をとった。酒田、新庄など宮さまのお泊りになったところは全部そうしているはずだ」という談話を、それぞれ掲載した。

これらの新聞報道では、女性従業員を四つんばいにするような直接検便が県の指示でおこなわれたのか、それとも鶴岡保健所の判断でおこなわれたのか、ホテルの従業員は全員が直接検便に同意したのか、それとも全員の同意がないまま強行されたのか、という疑問が残された。そこで、山形地方法務局と社会党が、それぞれ事実の調査をおこなうことになった。

山形地方法務局は、法務省の指示により3月26～28日、現地調査をおこない、亀屋ホテル会長阿部与十郎、同社長阿部公一、鶴岡保健所池田所長、同高橋予防課長、山本県予防課長らから事情聴取をおこない、法務省に対し「十六日の第一回検便の際座布団一枚の上に女性もまじえた従業員を四つんばいにさせ、何のおおいもなく直接検便したのは、明らかに行きすぎで、人権侵害の疑いが濃厚だ」とする中間報告をおこなった。

一方、社会党は、28日の党国会対策委員会で、この問題を国会で取り上げる方針を決め、山形県選出の西村力弥、上林与市郎の両衆議院議員に現地調査を命じた（『朝日新聞』山形版、3月29日）。調査に臨み、西村らは「人権無視もはなはだしい事件だ。鶴岡保健所のやり方は旧憲法的な考えにもとづくもので、皇族の取り扱いに対する行政のあり方を国会で追及する」「旧憲法時代そのままの感覚で法を運営する役人のやり方は徹底的に改善しなければならない」（『読売新聞』山形版、3月28日）、「亀屋旅館ばかりでなく、全国的にもっとこうした事例があると思う。根本的に改正しなければならない」（『毎日新聞』山形版、3月30日）などと決意を語った。社会党は、こうした調査を基に開会中の第34回国会で岸内閣の責任を追及していく。山形県当局の見解は、直接検便は伝染病予防法、あるいは「行幸啓防疫実施要領」に基づくもので問題はなく、あくまで鶴岡保健所の対応に配慮が足りなかったことが問題だというものであったが、社会党は憲法論を重視して、岸内閣と対峙していく方針をとった。

県民の間からも、「宮様を取り巻く連中の事大主義的な復古主義的な考え方に反省を求めてやまない」（学生・木村欣鷹、『朝日新聞』山形版、3月27日）、「根強い官尊民卑の現われだ」「宮さまの宿泊という権威をカサにきてなにをしてもよいというなら県民は浮かばれない」（評論家・須藤克三、『読売新聞』山形版、3月28日）、「宮さまもわれわれ国民の人権も変わりがないはずだ。どこに差別をつけなければならない理由があるろう」（一会社員、同紙）など、事件が象徴天皇制の趣旨に反することを指摘する声も上がっていた。

こうした世論も背景に、社会党は、日本国憲法に規定された象徴天皇制の下で、日本国憲法下のような措置がなされたという点を重視し、岸内閣の象徴天皇制への見解を質すとし、論争を挑んでいく。

論争を受けて立つ首相の岸信介は、改憲論者として知られていた。1954年11月5日、岸は自由党の憲法調査会の会長として、「日本国憲法改正案要綱」をまとめていた。自由党憲法調査会は、会長岸の改憲への意気込みのもとで精力的に活動し、<sup>11)</sup>この「要綱」は、「国力に応じた最小限度の軍隊」を設け、「集団防衛体制に参加する」ことを認め、「国防に協力する国民の義務並に戦争又は非常事態下における国民の権利義務の特例」についても「別途考慮」する可能性を明記していた。天皇についても「女子の天皇」を認める一方で、天皇は「日本国の元首であって、国民の総意により国を代表するもの」で、天皇の存在は「国民の精神的拠り処」であると位置付け、天皇の行為として、「予算の公布」「国会の停会」「宣戦講話の布告」「非常事態宣言及び緊急命令の公布」などをあげていた。調査会の議論のなかでは「天皇が軍の名譽的地位にあって、その精神的中心になるような構想」も主張されたという。<sup>12)</sup>まさに、この「要綱」は「国体護持」的・明治憲法的復古主義的イデオロギーを色濃く反映したものであった。<sup>13)</sup>

そして、岸は、組閣以降、改憲の意思を鮮明にし、警察官職務執行法の改正を図るなど、その意思を実行に移そうとしていた。まさに、岸内閣にとり、警職法改正、安保改定、改憲は一連の政策となっていた。<sup>14)</sup>それゆえ、社会党は、岸の改憲論を牽制する意味でも、この事件を重要視し、追及したのである。

## (2) 事件の法令的根拠

ここで、国会における論争について叙述する前に、亀屋ホテルの従業員に対し実施された直接検便の法令的根拠について述べておく。まず、山形県当局が根拠としている伝染病予防法について、実際にそれが根拠になり得るのか検討したい。この法律は、1907年4月1日に公布されたもので、対象とする「伝染病」は、コレラ、赤痢、腸チフス、パラチフス、痘瘡、発疹チフス、猩紅熱、ジフテリア、流行性脳性髄膜炎、ペストであり、前述したように、たしかに、第19条において、「都道府県知事ハ伝染病予防上必要ト認ムルトキ」は「健康診断又ハ死体検索ヲ行フコト」ができると規定している。しかし、高松宮が亀屋ホテルに宿泊した際、湯野浜温泉周辺で、この法律に明記された「伝染病」が流行していたわけではない。それにもかかわらず、従業員に直接検便を実施したことは、「伝染病予防上必要」であったと言うことには無理がある。また、第8条第2項には「伝染病患者ハ業態上病毒伝播ノ虞アル業務ニ従事スルコトヲ得ス」と書かれているが、この条文は患者を対象とするものであって、この条文をもってしても、患者ではないホテル従業

員に対し健康診断をおこない直接検便を実施する根拠とすることは難しい。よって、伝染病予防法を根拠に亀屋ホテル従業員に直接検便を実施したとする山形県の説明は詭弁を弄したものとなる。

次に、皇族に対する特別措置として認められるのかということについて、検討したい。1908年10月9日に公布された宮内伝染病予防令があるが、これは伝染病予防法に規定された疾病、および麻疹、流行性感冒、肺結核、ハンセン病、丹毒、トラホームを対象に、こうした疾病に罹患した者が宮中に入出入りすることや流行地からの物品を宮中に搬入することを禁止、制限するものであり、行幸啓地や旅館にも準用することも明記されているが、健康診断についてまでは言及していない。しかも、この法令は日本国憲法施行の前日、1947年5月2日に廃止されているので、事件当時には存在していない。したがって、宮内伝染病予防令を根拠とすることも不可能である。

根拠として考えられるのが、厚生省公衆衛生局防疫課により1955年に編纂された『防疫必携』第1輯に収録されている「行幸啓防疫実施要領」である。この「要領」が対象とする疾病は、宮内伝染病予防令の対象に百日咳、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、発疹熱、リケッチア性疾患、泉熱、急性灰白髄炎、ワイル病、マラリア、その他の伝染性眼疾患、伝染性皮膚疾患など多岐に及んでいる。そして、「側近奉仕者、賜謁者及び御料食品等関係者のうち特に必要と認める者」について「結核検診、保菌者検査、寄生虫検査などを行うこと」と規定されている。このうち、保菌者検査については、次のように記されていた。

御料食品関係者、御料水関係者及び特に必要と認めた献上食品関係者については、赤痢、腸チフス、パラチフス、その他腸管系伝染病の保菌者検査を実施すること。検査は十分な期間の余裕を持つて実施し、異常を認めたときは奉仕者の交替或は御宿泊所の変更等の措置に支障を来さないようにすること。保菌者検査は通常2週間前より開始し、3回以上実施すること。<sup>15)</sup>

亀屋ホテルの従業員への直接検便の法令的根拠としては、この「要領」がもっとも有力であろう。したがって、国会ではこの「要領」の存在が問題視されたのである。

### (3) 事件をめぐる第34回国会における論争

第34回国会では、自由民主党の第2次岸信介内閣が日米安全保障条約の改定を強行しようとし、これに日本社会党が激しく抵抗していた。しかし、岸首相は、安保改定反対の声には耳を傾けず、1月19日、渡米して新たな安保条約、すなわち日米相互協力及び安全保障条約に調印した。また、1月24日には、安保条約改定には反対するが安保条約の

即時廃棄にも反対する西尾末広らが社会党を脱党し、民主社会党を結成するなど、安保条約をめぐる政局は緊張の度を深めていた。

一方、皇太子明仁の妻美智子が2月23日に徳仁を出産し、1958年以来の「ミッチーブーム」は継続していた。国民世論には安保改定反対と「ミッチーブーム」が共存していた。当時、こうした「ミッチーブーム」を「新憲法下の天皇制—いわば「大衆天皇制」の成熟した」結果だとして批判的に論じた政治学者の松下圭一は、こうした状況は「岸内閣の憲法改悪政策にたいして、一時的には矛盾することになる」が、「これまで皇室に無関心でありえた若い世代を、一挙にブームのなかへまきこんだ、という政治的意味を見逃がせない」と指摘した。<sup>16)</sup> たしかに、皇太子の妻を皇族や旧華族以外から迎えることから起きた「ミッチーブーム」は、岸が目指す改憲による天皇の元首化＝戦前の天皇制への復古とは矛盾するものの、安保改定の是非という政治問題から世論をそらす政治的役割を演じるだけではなく、一国民が皇太子との結婚により「貴種」となる現象により、皇室への国民の憧憬を引き出していた。

こうした状況下で、社会党は、亀屋ホテルの事件は、戦前の天皇制への復古につながるものとして、国会で問題にしたのである。

論戦の火蓋は、3月30日、参議院予算委員会第一分科会で切られた。秋山長造（日本社会党）が「山形県の鶴岡のホテルで高松宮さんが見えるという、ホテルの従業員を四つんばいにして直接検便をやったということが非常に問題になっておりますが、これに対して新聞を見ますと、それぞれの関係者皆さん、どうもとんでもない非常識なことというような発言をしておられる」と切り出し、前述した3月26日付『朝日新聞』の記事のなかで、法務省人権擁護局長鈴木才蔵が「人権尊重の面から好ましくないというようなこと」を語っていることを重視し、鈴木本人に対し、「世論を納得させるだけの手」が打てないかと質した。

これに対し、鈴木は、指摘された『朝日新聞』の記事について「私はああいうことは申しておりません」と発言を否定し、「私のところへ新聞記者が会いに来られました。私は、まだ真相はつかんでおりませんので、調査課の方で聞いていただいた程度であります。私もややあの記事には迷惑している」と弁明した。そのうえで、1958年度にも水戸でも同様の事件が起きており、その際は「各保健所に対しまして厚生省の衛生局長なんかから、こういう直接検便をする場合やはりよくその取り扱い方、あるいは対象、そういうものについて注意をするように」指示していたと述べた。

鈴木は答弁は、「人権尊重の点から好ましくない」という発言をしたことを否定し、過去の事例について述べるだけで、今回の事件に対する対応について具体的に言及するものではなかったため、秋山は、重ねて、今回の事件は「人権侵害だ」という御見解と受取って

いいですか」と質した。これに対し、鈴木は、事件が新聞報道のようなものであったとしたら「人権上相当考慮すべき問題である、こういうようなやり方は今後やめてもらいたい」というのが「私の考え」であると答えたので、秋山は、「何を根拠にこういう四つんばい検便なんということをやっているのか」「尊い方が見えるのだからということで、心理的な強制を与えてやっているに過ぎぬのじゃないか」「直接検便なんということは人権擁護の建前からいって拒否することができるのじゃないか」と鈴木を追及した。しかし、鈴木は、直接検便が「医学上は一番的確な検査方法である」と主張し、法的な根拠としては伝染病予防法第19条と第8条第2項をあげた。しかし、鈴木は、同法第8条第2項により「府県知事は旅館を営む者、その従業員の健康診断を強制できる」との解釈を示したものの、この第19条を根拠に「直接検便ができるかどうか、これはやはり私にはまだいずれとも解釈できない」と述べ、判断を厚生省に委ねてしまった。そのうえで、鈴木は、今回の直接検便については、法的根拠よりも「問題はそのやり方にあるのじゃないか」と論点をずらす答弁をおこなった。その後、論点は、人権擁護局の権限をめぐる議論に移り、この事件に関しては、これ以上の議論は展開されなかった。<sup>17)</sup>

翌3月29日、参議院予算委員会で、鈴木強（日本社会党）が、この事件に対する関係閣僚の見解を質した。しかし、厚生大臣渡邊良夫は「私の方は報告は受けておりますけれども、法務省の方で直接調べております」「このたびのこの事件につきましては厚生省は何ら指導をしていないのでございます」と、責任を回避する答弁に終始した。これに対し、法務大臣井野碩哉は、山形地方法務局に命じて調査中であるが、「新聞に出ておりますことが事実でございますれば適当な措置をとって参りたい」と答弁した。そこで、鈴木は「天皇が行かれる場合とか宮様が行かれる場合には必要以上にこういう厳重な検査をしたり警戒をしたり準備したりしておられる。これは天皇陛下も昔と違って人間天皇になったわけです。どうしてそういう特別な、しかも人権をじゅうりんするようなことまでやらなくちゃならないのか」「ますますもう戦争前のように天皇というものは何か上に浮び上がっちゃって、昔のような観念に戻ることを私はおそれる」と述べ、こうした危惧に対する岸首相の見解を求めた。これに対し、岸は以下のように答えた。

御指摘のように、戦後におきまして新しい憲法のもとにおける皇室というものの立場というものを、十分に頭において警備その他の処置を講ずることが政府の方針でもありますし、また直接宮内庁あたりの強い希望でもあるのでありまして、そういうことに関連して、もしも人権じゅうりんのことが行われるというようなことがあってはこれは私は非常に遺憾なことだと思います。……（中略）……皇室と国民との気持の上からしましても、はなはだ遺憾なことであり、また皇室の心持はそういうことでは

絶対にはないと思います。……（中略）……十分に一つ私はこの事態、この事件自身は今法務大臣答えたように真相を明らかにしたい。その責任があるならばその責任を明らかにすることは当然であります。<sup>18)</sup>

鈴木は、今回の事件のような人権侵害は「人間天皇」の趣旨に反し、戦前の天皇制に復古するのではないかと岸を質し、岸も人権侵害があったとすれば、「新しい憲法のもとにおける皇室という立場」に反することで、事件の真相を解明し、責任の所在を明らかにすると答えたことは、今後の展開に大きな影響を与えた。すくなくとも、この問題に関しては、岸は社会党の主張に理解を示したのである。この事実はきわめて重要である。なぜならば、前年、第26回国会、第30回国会で岸の天皇観が社会党議員からきびしく追及されていたからである。そこで、第26回国会、第30回国会における論議を検討しておく。

1959年3月1日、第26回国会衆議院予算委員会で、片山哲（日本社会党）は、2月4日に衆参両院本会議で、石橋湛山首相の代理として岸がおこなった内閣の施政方針演説のなかで、憲法改正について触れていなかったことを取り上げ、その後、首相となった段階での岸の「憲法改正の一番の重点はどこに置かれておるのでしょうか」と質していた。このとき、岸は「政府の責任者としましては、別にどこをどう変えるという考えはもちろん持っておりません」と具体的な答弁は拒否した。<sup>19)</sup>岸は、憲法改正の発議は立法府である国会がおこなうのであるとして、行政府の長として具体的な意見を述べることを控えたのである。そこで、3月8日の同委員会で、成田知己（日本社会党）は、かつて岸が自由党の憲法調査会の会長であったことから、同調査会がまとめた憲法改正の試案に天皇の元首化が明記されていたことを取り上げ、それに対する岸の見解を質した。これに対し、岸は、天皇を元首にすると言っても、「別に天皇の政治的な権能を拡大するという考え」ではなく、外交儀礼的な元首にすることだと弁明した。<sup>20)</sup>3月11日には参議院予算委員会においても、岡田宗司（日本社会党）が「今日の憲法におきましては、天皇は象徴である。しかし岸総理大臣はこれは元首にしても差しつかえないということを言っておられるのであります。私はこの元首にするということにつきまして、これは重大な問題を含んでいると思うのであります」「昔の天皇制の復活の方向に、そのままではないけれども、その方向に進めようというような考え方もある」と述べ、岸に「天皇を象徴より元首に復活したいというお考えをお持ちになっておるかどうか」と質した。これに対し、岸は「天皇制を復活するとか、あるいは天皇の政治的な権力を増加するという意味では絶対にはない」と反論した。<sup>21)</sup>

さらに、10月27日、第30回国会で、警察官職務執行法改正案を審議していた衆議院地方行政委員会で、法改正は「旧時代への接近」であると反対する片山哲に対し、岸は「戦前の天皇主権のもとにおける警察にあと返りしようというような前提に立っておいでのよ

うであります、私どもは全然そう考えていない」と、強く反論していた。<sup>22)</sup>

このように、第 26 回国会、第 30 回国会で、憲法改正や警察官職務執行法改正をめぐり、大日本帝国憲法下の天皇制を復活させるのではないかという社会党からの激しい批判を浴びていた岸は、これ以上、社会党に戦前の天皇制の復活などという批判への言質を与えないために、今回の亀屋ホテルの事件をめぐっては、社会党に譲歩せざるを得なかったのである。

首相の岸が、事件の真相解明に前向きな答弁をしたことで、厚生省の対応も変わり、国会の審議にも大きな変化が生じた。3月30日の参議院法務委員会では、委員長の大川光三（自由民主党）が、「人権擁護に関する件について調査を進めたい」と述べて、厚生省に事件の概要の説明を求めたのである。これに対し、厚生省公衆衛生局長尾村偉久は、事件の詳細を説明し、第1回目の直接検便は「前かがみで、うしろから取る」方法であり、それは「不適當」であったことは認めたものの、鶴岡保健所には強制する意思はなく、また、高松宮が来訪するから宿泊する旅館の従業員に直接検便をおこなったのではなく、山形県は赤痢の多発県であるので、観光シーズンに当たり、高松宮の来訪を「利用したという形で」保菌者検索をしたものだと弁明した。さらに、亀屋ホテルでは2年前に赤痢患者が発生していることや、1年前の秋に高松宮が山形県を訪れた際に一行50名が下痢症を起こしたことをあげて、亀屋ホテルにおける直接検便実施の正当性を主張した。また、続けて大川から発言を促された法務省人権擁護局長の鈴木才蔵は、まだ中間報告を受けた段階であると断りながら、それによれば、尾村が説明した「事実とだいたい同じ」であると述べている。

これに対し、高田なほ子（日本社会党）が、「この事件は、私どもの党では非常に重要視をいたしております」と述べたうえで、質問をおこなった。高田は、「天皇の地位というもの、あるいはまた皇族の地位というもの、この地位は戦前の地位とは全く違って、憲法に基づく人間天皇としての地位であり、また皇族も同様にそうした地位を保たれる立場に立っており」と日本国憲法の下での天皇、皇族の地位を明確にしたうえで「高松宮様がスキーにいらっしゃるといようなことから、事もあろうに四つんばいにして直接検便をしたということ、これは明らかに人権軽視もはなはだしい」ときびしく批判し、高松宮は新庄や酒田でも宿泊したのだが、そこの旅館ではどういう措置がなされたのかと、詳しい事情の説明を求めた。

これに対し、尾村は、新庄や酒田でも「直接採便はいたしておりますが、これは十分納得を得まして、今のような四つんばいということでもなしに、これは不満もなしに、またむろん今回のような事件も起こさずに、適切な了解づくでこれはスムーズに行なわれた」と答弁した。高田は、さらに、3月30日の参議院予算委員会第一分科会で、鈴木才蔵人権

擁護局長が言及した事実、すなわち 1958 年 6 月に秩父宮雍仁の妻勢津子が茨城県水戸市を訪れた際にも「これと似たような人権じゅうりん事件」が起きていた事実を取り上げ、井野碩哉法相に「このような近代で考えることのできないようなこの人権軽視の傾向」に対してどのように考え、どのような対策をとるのかと質した。これに対し、井野は「これは人権の上から重大な問題である」と述べ、直接検便は「強制してない」が、「高松宮殿下がおいでになるということの理由でこういうことをしたということになれば、これはまた一つの問題」であり、「やった手段が適切な手段でなければ、これもまた人権擁護の面からの問題も考えてみなければならぬ」と、前日の予算委員会のときよりも、かなり踏み込んだ答弁をおこなった。

高田は、さらに鈴木人権擁護局長に対し、秩父宮勢津子の水戸訪問時の対応についての見解を質した。これに対し、鈴木は、「調査の結果、当時の茨城県の衛生部長から県下の各保健所長にあてて「防疫時の検便について」という実に適切なる指示がなされたのであります。私どもの方は、これによって一応この人権上の問題は解決したと考えまして、この事案を全国的な問題として厚生省その他には別に通告その他の措置はとっておりません」と答えたので、高田は、なぜ、厚生省に通告しなかったのかと追及した。これに対し、井野厚相が答弁し、水戸市の事件の際は、自分は厚相でなかったので知らないと具体的な答弁をしなかったが、「今度のことは、私としては相当この問題が重大なる問題と考えまして、もしもそういうことがあれば、あるいは衛生部長の扱いが悪かったか、県のその他の扱いが悪かったのか、その点について十分調べまして、適切なる措置をとりたい」と発言した。

そこで、高田は、衛生部長の尾村偉久に対し、『防疫必携』にも伝染病予防法の規定にも「直接検便をしなければならないという法的な根拠」は見つからないと質した。これに対し、尾村も直接検便の法的根拠はないことを認め、間接検便が難しい場合は直接検便をおこなうが、実行は本人に任せるように指導しており、「本人の意思に反しましてからだに触れるということは、もう決してこれは法律の裏づけもございません」、直接検便を「法律の根拠なしに、行政的な、あるいは威圧的方法で無言のうちにやるということ是不適当でございます」と明言した。さらに、尾村は「宮様だから、その場合に今度極端にやったということが、他の場合でもあり得る。こういうような不適当な検便方法が、一そう人権じゅうりんの印象を社会に植えつける。われわれもそういう感じがいたした」とまで、発言した。明らかに尾村は、鶴岡保健所は、対象が皇族であるからこのような人権侵害事件を起こしたと、暗に認めた。そのうえで、尾村は「宮様の御一行であろうが、あるいは東京から行く修学旅行であろうが、これはもう危険の防止は同じこと」であるから、皇族だから「特別にこれを扱うという指導はいたさぬ」という厚生省の立場を示した。しかし、

高田は、厚生省が作成した「行幸啓防疫実施要領」には詳細に皇族への特別扱いが書かれているのではないかと追及した。これに対し、尾村はこの「要領」について、「要領」が掲載されている『防疫必携』は1955年に「各防疫に従事する者の一つの参考資料」として作成したもので、「要領」は、天皇、皇后、皇太子に対する対応として編纂したが、「通達その他で出したもの」ではなく、「防疫官の参考書」であり、「行政的な指示権に基づいてやったものでも何でもなし」と述べ、「要領」はあくまで参考書類に過ぎないことを強調した。そして、「学問的に時宜に適さない」内容もあるので、『防疫必携』を改編する方向で努力していることを告げ、「皇族の方あるいは皇族類似の貴顕の方に、特別に今防疫必携にあるようなことで扱えというようなことは、一切厚生省でも指導いたしておりません」と明言した。そして、今後は「四つんばいというような、だれが考えてもおかしいようなことは避け、しかも女子の場合に、男子が同室にいる、あるいは場所も非常に不愉快な場所というようなことは避けまして、当然医師に体を見せるような形の場合は、これは例外としては、特別の場合にやむを得ず本人の納得を得てやる」という方針を示した。

さらに、高田が、4月5日～6日に予定されている天皇、皇后の伊豆大島訪問に際しての関係者の健康診断の方法について問うと、尾村は「直ちに直接検便でなければ頭から全部いかぬとか、そういうようなことは一切今まででも東京都は考えておらぬようでございます」と答弁した。高田はこうした問答の最後に「天皇の地位というものを特別に神がかりの方向に持っていかうとするような」復古調の流れがあるので「たまたま高松宮の単にスキーの旅行ぐらいのことで、人を四つんばいにするというような問題も起こりかねない」と指摘し、「民主主義に反するような方向にいかないように、特に皇族のあり方というものについて、もう少し検討されてしかるべきだ」と苦言を呈し、これに対する井野の意見を求めて質問を終えた。

井野も「天皇の地位に関しましては、現在の憲法におきまして、戦前と違った観念で規定されておりますし、また国民から見ましたら、天皇は国民の父親というようなお気持ちで国民も皆親しみを持って臨んでおられるので、昔のような、いわゆる皇室的な気持は、今日では国民も持っておりませんし、また、政府自体も天皇に対するいろいろなお扱いにつきましては、昔のような扱いをしておらないのが建前でございます」と、戦前への復古ではないと強調した。

その後、質問に立った赤松常子（民主社会党）が、鶴岡保健所側に「検便される側の気持になって、あたたかく、そうして合理的に、科学的にするという心がまえ」がなかったと保健所の責任を力説して、厚生省や山形県の責任を弁護する質問をすると、尾村もこれを受けて、今後は、保健所に対して「女子の立場に立ってどう思うか、良識の問題」について指導強化していくと答弁した。<sup>23)</sup>

この事件をめぐる議論は、参議院法務委員会と同じ日に3月30日、衆議院社会労働委員会でも展開された。質問に立ったのは、現地調査に赴いた西村力弥(日本社会党)である。

西村は、冒頭で、亀屋ホテルで直接検便をおこなった法的根拠について質した。これに対し、厚生省公衆衛生局防疫課長高部益男は「伝染予防法第十九条に基づいてということは、今度の事件の場合にはございません」と明言した。しかし、西村は、山形県議会で、県当局が伝染病予防法第19条を基調に実施したと答弁している事実を突きつけ、高部の答弁はそれと矛盾すると追及した。これに対し、高部は、これまで、皇族の来訪だからという理由で、19条の発動を防疫当局に指示したことはないと弁明に努めた。厚生省としては、伝染病予防法の適用を山形県に指示してはいないのに、山形県当局の判断で、同法を適用したのであるという論法である。以下、参議院法務委員会における議論とはほぼ同様の議論がなされ、今後の厚生省の方針として「行幸啓防疫実施要領」を廃棄すること、皇族の来訪という理由で伝染病予防法第19条は発動しないこと、直接検便を実施する場合は自分で採便することなどが確認された。西村は、この事件の問題点として「現在の逆行する、憲法を改正して天皇元首をまた取り戻そうとするような一つの動き」を指摘して、さらに、事件の「根源はやはりあなた方の厚生省にあるのじゃないか。そう山形県だけが指導が悪いのだ、こうのがれないでもらいたい」「あなた方の指導のあり方がそうせしめた」と釘を刺して質問を終えた。<sup>24)</sup>

結局、この国会の論議で明らかになったのは、今回の事件は人権侵害と認めつつも、厚生省は日本国憲法の趣旨に則り皇族を特別扱いするようなことは指示していないにもかかわらず、現地の保健所が女性の人権への認識が薄く、皇族に対する古い観念を持っていたことが惹き起こしたものであるという岸内閣の責任回避の姿勢であった。

#### (4) 事件が及ぼした影響

国会の論議で、社会の関心が高まると、4月に入り『週刊朝日』『週刊サンケイ』『週刊新潮』などもこの事件の記事を掲載するようになり、新聞報道以外の事実も明らかになった。特に、『週刊朝日』は詳細に事件を報じ、直接検便に躊躇する亀屋ホテルの会長阿部与十郎に対し、鶴岡保健所の職員が「上からの命令」だとして直接検便を実施したこと、県衛生部長名で「高松宮ご来県に伴う防疫措置について」という文書が保健所長宛てに指示され、鶴岡保健所長も「わたくしたちは、ただ上からの指示通りにやったまでですが」と述べていること、これに対し、県衛生部予防課長山本二郎は「たしかに私は直接検便を指示した。ただ、直接検便といっても、おのずからルールがある。その点、保健所としても事前の説明がたらなかったようだ」と述べていることが明らかになった。この記事でも、国は、山形県に責任を押し付け、県は鶴岡保健所に責任を押し付けていたことがわかる。

同記事は、1958年6月の秩父宮勢津子の水戸訪問の際の事情も取材し、勢津子の接待を依頼された店では保健所から従業員の直接検便が求められ、経営者がそれを断ったら、保健所長から「いやなら接待を断ってくれ」と言われた事実も報じている。

さらに、同記事は、4月の天皇、皇后の伊豆大島訪問についても取材し、東京都防疫課が「行幸だからといって直接検便をやったことはない」と言っているが、実際には「両陛下や皇族が来るという時の外には消毒なんかしたことがない、というのが真相らしい」ということを明らかにした。同記事は「このままでは天皇ご一家はますます雲の上に乗って行くばかり」と警鐘を鳴らして終わっている。<sup>25)</sup> 同様に、『週刊サンケイ』においても、事件は「宮様の名のもとに無視された人権」と報じられていた。<sup>26)</sup>

また、『週刊新潮』は天皇、皇后の伊豆大島訪問で「こんどは、どんな検査を？」という疑問に答えるため現地を取材し、「精神病者については駐在所などからの“聞き込み”によって、疑わしいと思われるもの(十六人)を訪問し、そのうち一人を隔離」したり、知的障害児の施設藤倉学園の再診察を行ない、九十三名の園児のうち五名を隔離することになった」という事実を報じている。<sup>27)</sup>

このように、世論の批判も高まるなかで、国会審議後、山形県の姿勢にも変化が生じた。前述したように、天皇、皇后が臨席して5月10日に山形県上山市で開かれる全国緑化大会に際しては、当初、県は天皇、皇后が宿泊する上山温泉の旅館の家族や従業員に直接検便を実施する方針であったが、4月2日から実施された検便は間接検便となっていた(『朝日新聞』山形版、4月2日)。

また、厚生省も6月9日、公衆衛生局より各都道府県知事、政令指定都市の市長、保健所を設置する市の市長宛てに「赤痢等の健康診断に伴う検便の実施方法について」通知し、これまで赤痢などの健康診断の際、直接検便を強制する傾向も見受けられたが、今後は間接検便を原則とすること、直接検便を実施する場合でも、支障のない限り本人に実行させること、その際、「受診者に不快感を与えないよう十分配慮すること」などを指示した。<sup>28)</sup>

さらに、6月29日、法務省人権擁護局も、今回の事件について「人権尊重の見地からいちじるしく配慮を欠いていた。今後十分注意してほしい」と山形県知事安孫子藤吉に勧告した。その「勧告書」の要旨は、以下のとおりである。

三月二十六日採便した際、女子従業員に著しくシュウ恥心を抱かせるような姿勢をさせ、かつ採便の際に男子職員がその状況を目撃できるような場所に同室していたことは人権尊重の見地から著しく配慮を欠いたものといわなければならない。伝染病予防法に基づく健康診断にあたっては、関係職員が被検査者の人格の尊厳保持に十分の配慮をして実施にあたるよう指導されたく勧告する(『朝日新聞』山形版、6月30日)。

勧告に当たり、人権擁護局は「富山や福岡でも同じような事件があった」と述べている。富山、福岡の事例の詳細については触れていないが、亀屋ホテルの事件が特異なことではなかったことを示唆する記述である。そして、富山、福岡の事件は「伝染病が発生し防疫上必要で検便したもので、いま調べているがいずれも好ましくない。特にこれから伝染病のシーズンに入るので、防疫ももちろん大切だが人権に対してもよく考慮に入れて処理してほしい」と求め、勧告を受けた山形県衛生部長岡英彦も、勧告の「趣旨を尊重して今後の指導に当たりたい」と答えた（『朝日新聞』6月30日）。一方、当初、「保健所の検査に手おちがない」としていた亀屋ホテル側ではあったが、この勧告が発せられたことにより、阿部与十郎会長は、女性従業員には「未婚の者もあり、よつんばいのような検便のやり方は少し行き過ぎだと思っていた」と本音を語っている（『朝日新聞』山県版、6月30日）。

こうして、事件はいちおう落ち着いた。しかし、その後も、天皇や皇族の訪問時の嚴重をきわめる保健・衛生管理は継続された。1970年3月12日、皇室経済法施行法の改正法案を審議していた第63回国会衆議院内閣委員会で、木原実（日本社会党）は、3月9日～10日になされた皇太子夫妻と子の文仁の房総旅行の際に次のような関係者への健康管理が実施されたことを明らかにした。

御一行が昼食をとった行川アイランドというところがあるわけですが、これは昼食をとられるというので、勝浦の保健所が特別衛生措置として四項目四十六点にわたる注意事項を指示した。その中には、たとえば調理場の従業員は当日または前日必ず入浴をし、洗髪など身体を清潔に保ち、入浴前大便して入浴し、作業中大便することのないようにすることなど、四十六点にわたって指示されている。……（中略）……宿舎になりましたホテルでは、従業員三百六十四人の検便あるいは健康診断を行なっている。

木原のこうした指摘に対して、宮内庁次長瓜生順良も「全般的な点でどうも行き過ぎのように思います」と答弁しているが、<sup>29)</sup> その後も是正はされていない。

共同通信社の皇室担当記者であった高橋紘は、その経験にもとづき、1975年10月、国民体育大会のために三重県を天皇・皇后が訪れた際の次のような実態を紹介している。

天皇が泊った鳥羽国際ホテルでは、志摩保健所の監視の下に三ヶ月ぐらい前から、週一回二百五十人の全従業員の検便がなされた。調理材料の仕入れ先の従業員、家族も直前に一回、検便を受けた。コック長をはじめ直接の調理者、接待者約十五、六人は、二ヶ月前から二度にわたり、医師による検診とレントゲン撮影、一ヶ月前から時間外や休日にはあまり外出しないよう“禁足令”が出された。

また、1977年の和歌山植樹祭の際にも、天皇が宿泊する那智勝浦温泉の旅館関係者は約40日前から2～3回の検便を受け、食材を納入する十数業者は直前に検便を受け、同温泉関係で検便を受けた者は1512人に上ったという。<sup>30)</sup>

こうして、事件以後も、天皇、皇族の訪問に際して、さすがに四つんばい検便は避けられたとしても、宿泊所や食材納入者らへの徹底的な健康管理は継続されていた。宮内庁も厚生省も、過剰な健康管理を否定するものの、事態を改善しようとはせず、そのまま放置された。象徴天皇制を顕示する場でもある天皇、皇族の地方訪問が、同時にその「貴種」性を顕示し、かつて神であり元首であった天皇の権威を誇示する場ともなり、事実上の天皇元首化を国民に意識づける結果をもたらしていったのである。

### 3. 多発する行幸啓下の精神障害者への取締り

『週刊新潮』の記事に関してすでに述べたように、1960年4月の天皇、皇后の伊豆大島訪問の際、島内の精神障害者、知的障害者に対する「隔離」が実施された。「行幸啓防疫実施要領」には、「精神病患者について」と題して「関係市町村内の在宅精神病患者の実情を把握し適切な監護の方法を講ずること」という記述がある。<sup>31)</sup> なぜ、「防疫実施」に関する文書に精神障害者への措置までが記されているのかという疑問が生じるが、当時、精神障害者は精神衛生法（1950年5月1日公布）の下に、「隔離」すなわち、精神科の病院への「措置入院」＝強制入院の対象とされていた。ここで、精神衛生法について検討しておきたい。

この法律は、法の対象者を狭義の精神障害者だけではなく知的障害者や「精神病質者」にまで拡大し、それまでの精神病者監護法と精神病院法を抜本的に改正したもので、精神病者監護法による精神障害者の「私宅監置」を廃止し、新たに精神科の病院に保護義務者の同意により強制入院させる「同意入院」制度、都道府県知事の責任で強制入院させる措置入院制度を設けていた。「同意入院」については、病院側が財政的な理由から入院が必要ない患者を不当に入院させる場合も起こり、措置入院では公安上の理由から強制入院させる事態もあった。まさに、「精神障害者は、戦前は私宅監置によって隔離され、戦後は病院に隔離されることになった」のである。<sup>32)</sup>

法律の公布から10年を経た1960年の段階でも、精神衛生法は措置入院を中心に運営されており、法律に謳われている予防や精神障害者の社会適応に対する施策はほとんどおこなわれていなかった。実際の法運用は「精神障害者を社会から隔離するという面をかなりつよくもって」おり、「その点で精神病者監護法の精神はなおいきている」というのが、現実であった。「同意入院」にしても、保護義務者の同意があれば、本人の意思を無視しての入院が可能となるという点では強制入院であることに変わりがなかった。<sup>33)</sup> その後、

1965年に、精神衛生法は、前年に起きた駐日アメリカ大使ライシャワーが、精神科の治療歴がある青年に襲われた事件を機に改正され、在宅精神障害者への訪問指導や精神障害者に関する通報、届出制度が強化された。<sup>34)</sup>

こうした、精神障害者への治安対策上の取り締まりが強化されるなかで、それを象徴する事件が起こった。その事件を報じた1971年12月3日付『朝日新聞』の記事は、以下のようなものであった。

九月の天皇、皇后両陛下の伊勢神宮ご参拝を前にして、三重県下のアルコール中毒患者が予防拘束のような形で精神病院に収容され、県下の精神病院の患者数が異常にふえた。津市では入院させられた一人が死んだ——。二日、津市の三重県立大医学部で開かれた三重精神医会で、三重県立高茶屋病院の花井進医師がこんな報告をした。医師らは「刑法改正に伴い新設が問題となっている“保安処分”の先取りで、人権侵害もはなはだしい」と反発、議論を呼びそうだ。

花井医師の調査報告によると、三重県下のアルコール依存症患者の入院は月平均23人であるのに、天皇、皇后の来県直前の8月には34人へと増加し、このうち強制入院が9人、警察、福祉事務所など行政機関からの要請による入院が16人と、いずれも年間最高になったという。そして、こうした傾向は天皇、皇后が通る近鉄沿線都市の5病院でより顕著で、花井が勤務する津市の高茶屋病院では7月まで月に1人であった入院患者が6人に増えていた。ある病院では、8月中旬に院長から医師に対し「九月に両陛下が伊勢神宮にお出でになる。県警本部長から県衛生部長に、精神障害者について安全のための対策を講じるように依頼があった。衛生部としては措置入院（強制入院）については対策をたてる」と伝えられ、また別の病院では、統合失調症の患者4人の外出、外泊、外勤、開放病棟への転出が禁止され、天皇、皇后の来県までに3回、管轄警察署員が来院し、来県中は毎朝8時に管轄署への報告依頼があった。こうした措置について、三重県警察本部は「当然のことだ」と述べるが、松島力県衛生部次長は、県警から何も聞いていないとしたうえで、「人権擁護の時代に、アル中患者を特別に差別する理由はないし、警察から協力要請があっても断るのが筋だ」と、相反する見解を示した。

花井は、その後、詳細な調査結果を公表しているが、そこでは、調査した三重県下の21の精神科の病院中で12病院が行幸時に警察からの注意要請を受けていて、その内容は、入院患者に対し「行幸期間中は外出、外泊、外勤の禁止又は延期をすること」「もし外出外泊等する場合は、その氏名を連絡すること」「管轄地域の入院患者の人数」を報告することなどであったと指摘し、さらに、アルコール依存症患者については、措置入院のとき、

「警官に行幸が終わるまで出してやらんと言われた」り、「行幸直前、酩酊時脅しをしたとして」措置入院させられたり、「行幸直前バーで飲んでいて」、警察に「保護」され措置入院させられたりした事例があることを明らかにしている。花井は、こうした事実を背景に「“天皇行幸”を控え、警察、保健所等の行政機関、地域社会、精神病院が協力して」、アルコール依存症患者を収容するために「積極的に機能したであろう」と結論付けている。<sup>35)</sup>

しかし、佐藤信三重県警察本部長は「ことしは精神異常者の犯罪が多く、しかも精神病院の退院直後が目立った。精神異常者を野放しにしてもらっては困るので、しっかりやって下さい、と話したのを、県が強く受取ったのでは。とくに天皇陛下がおいでになるからというのでなく、行政機関が当然やることをやっていないので、いつも協力を依頼している。予防拘束など、法の上からもできるはずがない。だからといって、医者が精神異常者を野放しにしてよい、というのはムチャだと思う」と、精神障害者の取り締まりは治安対策上から当然で、今回の取り締まりもその一環に過ぎないことを強調し、あたかも県が県警の取り締まりに過度に反応したかのような弁明をおこなっていた（『朝日新聞』、1971年12月3日）。

高茶屋病院医長の桑原治雄は、この事件を「精神医療の保安性格への歪み」の事例として指摘しており、<sup>36)</sup>12月10日、第67回国会の衆議院地方行政委員会でも問題となった。取り上げたのは吉田之久（民社党）で、吉田は『朝日新聞』の記事をもとに「アル中患者を拘束する。精神病院に入れること自体は悪いことではございません」と、アルコール依存症患者への措置入院を是認する立場から、「天皇が来るということによってそういうことをするということでは、国民から愛されるという天皇の立場をかえって阻害し、また、国民と天皇との関係を過去のようなまぎらわしいところへ引きずりおろしていくおそれがある」と批判して、経過説明を求めた。これに対し、警察庁刑事局保安部長本庄務は、現地の警察から県の衛生当局に「措置入院をやるようにというような意思表示もいたしておりませんし、平素と全く同じような状況で実施をいたしております」と答え、三重県衛生部の調査でも「数字の上でも、行幸中あるいは行幸前と比較いたしまして、精神障害者の入院につきまして特に増減はなかった」と、『朝日新聞』の記事を否定した。しかし、吉田は、この答弁について、それ以上は追及せず、「今後よほど慎重にやっていただきたい」とだけ述べて質問を終えてしまった。<sup>37)</sup>

このときは、これ以上の議論にはならなかったが、1975年6月、また、同様の事件が沖縄県で発生した。この年、7月から沖縄海洋博覧会が開催されることになっており、7月19日の開会式には皇太子明仁と妻の美智子が出席する予定であったが、6月11日に沖縄県警察本部の防犯課長が県環境保健部予防課に精神衛生法の第27条、第28条の対象となる108人の名簿を持参し、「精神鑑定、強制入院」を求めたのである。精神衛生法

は、拘留所、刑務所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所の施設長は精神障害者、もしくはその疑いのある収容者を釈放、退院、退所させる場合は本人の帰住地の都道府県知事に通報することを義務付けた第26条に基づき、第27条で都道府県知事はそうした者に対し調査が必要と認めたら精神鑑定医に診察させなければならないという措置入院を規定しており、さらに、第29条では、その診察の結果、都道府県知事はその者を本人、家族の同意がなくても精神科の病院に入院させることができると規定していた。

県警が予防課に持参した名簿は、「防犯少年課が最近一年間に一般人、家族などから警察に連絡があった障害者を総まくり」したもので、そこには「住所、氏名、職業、年齢のほか備考欄に「粗暴性あり」「入院の必要」などと記載されて」いた。これまで、このような通報はなかったので「皇太子殿下ご訪問や海洋博VIPの警備が目的であることは明らか」であった（『毎日新聞』、1975年6月21日）。事実、県警本部も「このリストアップは、海洋博に向けて地域の警備防犯体制強化の一環としてなされた」と説明している（『沖縄タイムス』、1975年6月20日夕刊）。沖縄県予防課長大嶺経勝は、名簿には「精神鑑定や強制収容の具体的な説明がなんら書いてなく、精神衛生上からも措置できないとの意見で一致、求めには応じられない」と拒否し、県警側も文書を撤回した。これについて、県警刑事部長太田利雄も「こちらの取り扱いに慎重さが足りなかったのは事実で全く弁解の余地はない」と不備を認めた（『西日本新聞』、1975年6月21日）。さらに、沖縄弁護士会人権擁護委員長芳沢弘明は、県警の行為は「国民の人権にたいする重大な侵害だ。県警のこんどの措置は精神障害者の「予防拘禁」を口実とし、歴史に逆行する刑法改悪を先どりするきわめて危険なものだ」と、保安処分の先取りとしてきびしく批判した（『赤旗』、1975年6月23日）。

そして、こうした報道にもとづき、6月25日、第75回国会衆議院法務委員会で精神障害者への人権侵害であると諫山博（日本共産党・革新共同）が追及し、答弁に立った警察庁刑事局保安部防犯少年課長鈴木善博も「精神障害者の人権の保護という面では慎重を欠いていた」ことを認めた。諫山は、戦前、「御大典」の際に「精神病者という名目で左翼的な活動家が予防検束を受けた」事例をあげ、「警察は人権侵害ではないと言っているけれども、皇太子が沖縄にやってくる、そうすると治安が大切だ、だから精神病者には気をつけておきなさい、できるなら診断をして入院させなさいよ、少なくとも皇太子が帰るまでは注意をしておきなさいよという趣旨の申し立てに違いないのです」と指摘して、質問を終えた。<sup>38)</sup>

この問題は、6月27日の沖縄県議会でも取り上げられ、仲松庸全（日本共産党）が、この措置は「精神障害者の医療の方向に逆行するような措置」であり「精神障害者にとっては重大な人権問題」とであると警察の責任を追及し、これに対し、沖縄県警察本部長加藤晶は「慎

重を欠いた措置でございまして遺憾に思っております」と釈明した。この場では、それ以上の議論はなされず、仲松も皇太子夫妻の来訪との関連については追及しなかった。<sup>39)</sup>

しかし、その後も同様の事件が起きている。1981年10月27日、第95回国会参議院社会労働委員会で、滋賀県選出の山田耕三郎（一の会）が、「本年六月ある保健所での話し合いの席上、複数の町の保健婦より、警察から町内の精神病患者のリストを出してほしいと言われている、どうしたらよいものかの意見が出されており」、「結果的には、国民健康保険診療報酬明細書から精神病患者の名前を掘り起こしてリストを作成し、あるいは各部落の人数のみをこっそりと要請にこたえて渡しておりますようです」と発言した。この年、9月8日から滋賀県下では第36回国民体育大会夏季・秋季大会（びわこ国体）が開かれ、天皇以下各皇族が滋賀県を訪れていたが、山田は「問題を提起いたしております地域は、いずれも夏季国体を控えて皇族の行啓とかかわりを持って」いることを指摘し、「このことは何も滋賀県に限った問題ではなく、国体や植樹祭等で皇族が行幸啓に出られますたびに関係地域で警察による精神病患者のチェックが行われ、あるときには行幸啓地付近の精神病院に患者の外泊をとめるように要請されたとか、またある県ではアルコール中毒患者を予防拘禁したという報告が、その公立病院の医師から出されているとかいった問題の報道が絶えない」と述べ、警察の警備のあり方を問題にした。そのうえで、山田は、「今回のリスト提出の要請は、国体に行幸啓をなさいます皇族の警衛にかかわりますことと存じます」と述べ、これに対する厚生省と警察庁の見解を求めた。これに対し、厚生省公衆衛生局長大谷藤郎は具体的な答弁を避けたが、警察庁刑事局保安部外勤課長田中和夫は「精神障害者であるがゆえに一樣にリストの提出を要求したのだったら、それは私どもの方針と違っております」という前提に立ち、「過去に過激な言動があったり、警衛上注意をしなければならないような人々に対しましては、これはもちろん警戒をいたします。しかしながら精神病患者であるというのがために、われわれが必ずそれを警戒しなければならないというようなことはございません」と答弁した。しかし、山田もこの点については、これ以上の追及をおこなわなかったので、<sup>40)</sup> 皇族の来県に備えて、警察は精神障害者のリストの提出を求めたのではないかという疑惑は、解明されなかった。

その後、また、1987年9月、沖縄県で第42回国民体育大会の夏季・秋季大会（海邦国体）が開かれた際にも、同様の事態が引き起こされた。糸満市の精神科の病院が「重点監視の対象」とされたのである。<sup>41)</sup> 沖縄海洋博覧会の際、糸満市にあるひめゆりの塔を訪れた皇太子夫妻に火炎瓶が投げられたからであろう。糸満市に限らず、沖縄全土で、精神障害者に対する取り締りが厳格化された。

9月2日、第109回国会衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会において、上原康助（日本社会党・護憲共同）が「安定した職業についていないという青年とか精神的に

少し異常があるという人を、沖縄市であるとか僕の住んでいる嘉手納町とか中部一帯、那覇、全部マークして、市町村長立ち会いのもとに強制的に精神病院に保護しているという実態」を明らかにするが、警察庁警備局警備課長半田嘉弘は、「そういう強制的なこと、特別ほかの県と変わったことを沖縄でやっている事実はございません」と取り合わなかった。そこで、上原は「強引に自衛隊を参加させたり、日の丸、君が代を強制したり、安定した職がないとか精神的に少しよくないとかいう人々に対して特定をして強制的に隔離するとか、それみんな皇族が行くからでしょう」と宮内庁の見解を求めるが、宮内庁長官官房総務課長齋藤正政は、警備のあり方について宮内庁が意見を述べることは控えると前置きして、「行幸をめぐる警備に絡みまして、皇室の安全確保措置を講ぜられる結果、皇室と国民との親和を妨げるようなことになることは決して好ましくない」と述べるのみで、上原が指摘した事実について個別の見解は示さなかった。<sup>42)</sup>

今回もまた、天皇、皇族の来訪と精神障害者の取り締まり強化との関連は曖昧なまま放置されてしまった。政府も宮内庁も、警備や取り締まりに、天皇、皇族と国民との間に壁をつくるような行き過ぎがないようにという答弁に終始し、人権侵害については改善されることはなかった。こうして、日本国憲法の下でも、象徴天皇制の下でも、天皇、皇族の前では、国民の人権は侵害されても当然であるという差別が許容され、そのような認識が維持、継続されて今に至っているのである。<sup>43)</sup>

## おわりに

1989年6月、北京の天安門広場に集まった民主化を求める民衆に対し、中国共産党政府は徹底的な武力弾圧を加え、共産党独裁の非人道的実態を世界に自ら暴露した。一方、1990年代初頭には、民主化を求める民衆の前にソ連をはじめとする東欧の共産党独裁政権が次々と崩壊した。このような、同時代に洋の東西で起きた現実により、資本主義から社会主義へと歴史は発展し、人民はより自由に、より幸福になるというマルクス主義の原理は幻想と化し、日本の社会科学、人文科学におけるマルクス主義の影響は大きく後退した。歴史学もまた、教条的なマルクス主義の呪縛から解放された。しかしその一方で、日本の歴史学は、マルクス主義歴史学の重要な課題、すなわち、天皇制を打倒の対象として、それと学問的に格闘することを放棄したのではないだろうか。近年の日本近現代史研究は、天皇については論じても、天皇制については以前ほど論じなくなったのではないか。天皇のパーソナリティについては論じても、制度としての天皇制については論じなくなったのではないか。

そのような疑念を懐くわたくしは、ソ連、東欧の共産党独裁政権が崩壊する渦中において、中村政則があえて象徴天皇制について論じる意味について論究し、「ヨーロッパ近代

が獲得した市民的自由そして近代民主主義の理念が、天皇制のもとで果たして実現できるのか」という研究課題を提起したことの意義を、今こそ、顧みるべきではないかと考えている。<sup>44)</sup>そして、小稿を執筆するなかで、わたくしは、あらためて、この中村の問題提起に対して真摯に向き合っていこうという意思をさらに強く懐くに至った。

また、中村と同時期、教育学の分野から、山口和孝が「個別差別と資本主義社会、あるいは天皇制との関係を論じたすぐれた各論は種々存在しながら、天皇制国家権力との支配の下での差別の構造を総合的に分析したものは少ない」と指摘していたが、<sup>45)</sup>この指摘は、現在においてもまだ効を失っていない。近年、わたくしと黒川みどりは、近現代日本の差別の通史を著し、そのなかで天皇制の論理と差別の関係についても言及したが、それは、「家」制度や「皇民」意識という限られたテーマに関連してのものであった。<sup>46)</sup>

こうしたことから、わたくしは、今あらためて、「天皇制と差別」というテーマに取り組む意義を強く意識するに至っている。その際、わたくしが重視するのは、天皇、皇族の地方訪問の際に顕示された「貴種」性である。

天皇の存在が“神聖不可侵な元首”から“国民統合の象徴”へと変化しても、天皇や皇族の「貴種」であるがゆえの権威には変化はない。そして、その「貴種」を国民に意識させるために、被差別者への「慈愛」が強調される一方、「貴種」ゆえの国民との差異が顕示され、天皇や皇族の権威の下に国民の基本的な人権は侵害された。それは、戦前においては、天皇が“神聖不可侵”であるがゆえに許容され、戦後においては、天皇が“国民統合の象徴”であるがゆえに、たとえ問題化しても維持された。

小稿は、戦後の象徴天皇制が引き起こしたいくつかの人権侵害事件を取り上げたものに過ぎないが、そのような人権侵害を許容する背景には神聖不可侵な天皇制の下でなされてきた人権侵害の“伝統”があったことを指摘しておきたい。高松宮の来訪時に四つんばい検便を強制したことにも、あるいは皇太子や天皇の来訪時に精神障害者への取り締まりを強化したことにも、単に現場担当者の事大主義だけに還元できない要因がある。それは、天皇や皇族の「貴種」であるがゆえの権威を国民に自覚させるために不可欠な“伝統”であったと言えるのではないか。滝村雅人は、戦後日本の精神障害者対策を「戦前からの治安対策・社会防衛政策の対象として位置づけられた延長にあり、それにより「精神障害者への偏見・差別意識が生み出され」てきたと指摘しているが、<sup>47)</sup>天皇、皇族の訪問時における精神障害者への取り締まり強化は、そうした政策過程でおこなわれ、そして偏見・差別を助長してきたのである。

このような問題意識の下、わたくしは、小稿を起点として、その“伝統”、すなわち、戦前、戦後を一貫する天皇制による差別、「貴種」性による人権侵害の実態について今後、究明していく。小稿はその序論となるものである。

**付記** 史料調査においては、国立国会図書館、酒田市立図書館を利用させていただきました。また、引用文中においては、現在では使用しない疾病名であってもそのままとしました。

## 註

- 1) 「いつまで騙される側に」(『キリスト新聞』第3329号、2014年10月)。
- 2) 升味準之輔『昭和天皇とその時代』(山川出版社、1998年)、304～311頁。
- 3) 中村正則『戦後史と象徴天皇制』(岩波書店、1992年)、201頁。
- 4) 河西秀哉『「象徴天皇」の戦後史』(講談社、2010年)、190～193頁。
- 5) 吉見俊哉「大衆天皇制の終わりーミッチー・ブーム以後の半世紀」(『中央公論』第124巻第4号、2009年4月)、169頁。
- 6) 渡辺治『戦後政治史の中の天皇制』(青木書店、1990年)、204頁。
- 7) 坂本孝治郎『象徴天皇制のパフォーマンスー昭和期の天皇行幸の変遷』(山川出版社、1989年)、まえがきiii頁。
- 8) ジョン・ダワー『敗北を抱きしめて』増補版下巻(岩波書店、2004年)、76～77頁。
- 9) 国家地方警察山梨県本部編『山梨県行幸警備記録』(同本部警務部教養科、1949年)、7頁、13頁、33頁。
- 10) 大阪府編『大阪府行幸記録』(大阪府、1948年)、88頁、94～95頁、114～115頁、119～120頁。
- 11) 渡辺治『日本国憲法「改正」史』(日本評論社、1987年)、256頁。
- 12) 自由党憲法調査会『日本国憲法改正案要綱』(1954年)、1～2頁、7～8頁。
- 13) 渡辺久丸「象徴天皇制の政治的役割ー日米安保体制国家づくりとのかかわりで」(『季刊科学と思想』第72号、1989年4月)、46～47頁。
- 14) 渡辺治前掲書、334～336頁。
- 15) 厚生省防疫課編『防疫必携』第1輯(医学書院、1952年)、165頁、168頁。
- 16) 松下圭一「大衆天皇制論」(『中央公論』第74巻第5号、1959年4月)、31頁、36頁。
- 17) 『第三十四回国会参議院予算委員会第一分科会会議録』第4号、1～2頁。
- 18) 『第三十四回国会参議院予算委員会会議録』第21号、5～7頁。
- 19) 『第二十六回国会衆議院予算委員会会議録』第10号、6頁。
- 20) 『第二十六回国会衆議院予算委員会会議録』第16号、1～2頁。
- 21) 『第二十六回国会参議院予算委員会会議録』第7号、9～10頁。
- 22) 『第三十四回国会衆議院地方行政委員会会議録』第8号、2頁。
- 23) 『第三十四回国会参議院法務委員会会議録』第11号、13～19頁。
- 24) 『第三十四回国会衆議院社会労働委員会会議録』第23号、22～27頁。
- 25) 「“くさいカーテン”の内幕ー四つんばい事件騒動記」(『週刊朝日』第65巻第16号、1960年4月)、6～8頁、10～11頁。
- 26) 「温泉地の四つんばい事件」(『週刊サンケイ』第9巻第15号、1960年4月)、72頁。
- 27) 「大島の検便」(『週刊新潮』第5巻第14号、1960年4月)、82頁、87頁。
- 28) 「厚生労働省法令等データベースサービス」(<https://www.mhlw.go.jp/hourei/>)
- 29) 『第六十三回国会衆議院内閣委員会会議録』第4号、7～8頁。
- 30) 高橋紘『現代天皇家の研究』(講談社、1978年)、163～165頁。

- 31) 前掲厚生省防疫課編書、173 頁。
- 32) 大谷實「精神障害者をめぐる法と人権」(『同志社法學』第 71 卷第 3 号、2019 年 7 月)、287 頁、289 頁。
- 33) 岡田靖雄編『精神医療』(勁草書房、1964 年)、45 頁、80 頁。
- 34) 滝村雅人「精神衛生法の研究」(『名古屋市立大学人文社会学部研究紀要』第 17 号、2004 年 11 月)、157 頁。
- 35) 花井進「天皇行幸に伴う三重県下のいわゆるアルコール中毒者入院の実態」(『三重精神医療』第 1 卷第 2 号、1972 年)、18～21 頁。
- 36) 井上正吾編『精神障害』(医歯薬出版、1972 年)、20 頁。
- 37) 『第六十七回国会衆議院地方行政委員会議録』第 7 号、13～14 頁。
- 38) 『第七十五回国会衆議院法務委員会議録』第 28 号、18～19 頁、21～22 頁。
- 39) 「沖縄県議会」(www2.pref.okinawa.jp/oki/Gikairep1.nsf/)。
- 40) 『第九十五回国会参議院社会労働委員会議録』第 3 号、25～27 頁。
- 41) 穂坂久仁雄「1987 年秋 沖縄からの問いかけ—国体・天皇警備の意味するもの」(『法と民主主義』第 275 号、1988 年 3 月)、8 頁。
- 42) 『第百九回国会衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会議録』第 3 号、14 頁。
- 43) 近年の天皇、皇族の訪問時の人権侵害については、北野誉「平成天皇制」の人権弾圧」(『人権と教育：障害児と親と教師をむすぶ』第 60 号、2015 年 1 月)を参照。
- 44) 中村政則前掲書、はじめに vi 頁。
- 45) 山口和孝「天皇制と差別」(『障害者問題研究』第 63 号、1990 年 11 月)、2 頁。
- 46) 黒川みどり・藤野豊『差別の日本近現代史—包摂と排除のはざままで』(岩波書店、2015 年)。
- 47) 滝村雅人前掲論文、150 頁。